

介護分野の文書に係る負担軽減 に関する専門委員会（第2回）	団体提出 資料5
令和元年8月28日	

令和元年8月22日

介護分野の文書に係る負担軽減に関する意見書

一般社団法人 24時間在宅ケア研究会
理事長 富永 健司

1. 指定申請・報酬請求・実地指導関連文書の共通化・簡素化に関する意見

(1) 指定申請関連文書（人員・設備基準に該当することを確認する文書等）

- 居宅サービスと地域密着型サービスを一体的に運営している事業者が増えてきており、同一内容の届出を複数提出しているため、「各サービスを統一した」書式になると良い。
- 職員の入退職の変更届について、勤務形態一覧表を含めた書類提出を都度求められている。したがって、人員基準に影響の出ない場合の提出を省略できると良い。

(2) 報酬請求関連文書（加算取得の要件に該当することを確認する文書等）

- 包括報酬の実績表上に「1」を立てているが、保険者によっては、「訪問していないにも拘らず、「1」を立てている理由は何か？」と問われる場合があるため、統一見解を示せると良い。
- ケアプランに変更ない場合、利用表は必要か。金額の説明は各サービス事業者より行えばよいのではないかと考える。

(3) 指導監査関連文書（指導監査にあたり提出を求められる文書等）

- 各種書類の保管義務期間の明確化および徹底（保険者によっては、保管義務期間を越えた書類の提出を求められる事がある。）
- 実地指導において、根拠を示せる統一した指導マニュアルがあると良い。

2. その他、地域によって取扱に顕著な差異があり、事業者及び指定権者・保険者の業務負担への影響が一定程度見込まれる文書の共通化・簡素化に関する意見

- ケアプラン 1票と 2票を概略明記として 1枚にできないか。
- 電子申請化の推進。
- ケアプランや個別援助計画書について、利用者の押印を求める書類が主流となっているが、今後 ICT 化をさらに推奨していくにあたり、印鑑不要も検討すべきではないか。
- ケアマネジメントに係る帳票類（介護予防含む）は、類似の内容を複数個所に記載する必要がある為、簡素化されると良い。
- 平成 25 年度老人保健健康増進事業「介護保険事業における事務負担の軽減に関する調査研究事業報告書」記載項目の再検証。

以上